

小倉藩人畜改帳について

安 部 和 也

元和八年（一六二二）天領横灘四ヶ村（別府・石垣・浜脇・小野小平）を徳川幕府より預かり統治した、小倉細川藩の重臣豊後木付城主松井興長（寛永一七年肥後八代城主となる）は、別府村惣庄屋堀助丞に命じて、四か村および萩原領立石村の人畜改めを行なわせ、代官井上六右衛門に報告させた。当時の公文書が、八代市の松井家、熊本の細川家に、旧蔵されていたのが発見されて、日本近世史料として世に出されたのである。今から三七〇年前、徳川初期の別府の姿を知ることのできる超一級の史料で、この改帳には、村ごとのみならず村に居住する各家ごとの記録が漏れなく載せられている。松井興長が、この調査を何故行なわなければならなかつたかを述べた、杵築史談第一四号加藤征氏の説を引用する。

この調査が細かく行なわれたことに對し、「国東」の第五章村構成の変遷と現況のなかに、「これらは軍事行動に備えて労働提供の目安を見るためのものであつたから云々」と、これはすこし前時代的な、当を得ない觀察ではあるまい。中略、検地帳がだいたい本百姓の基本をなし、年貢取立てに役立つていたのに対し、この改帳に検地帳に載せられないものをも調べ記し、主として夫役賦課に役立たせていたと思われるのである。以下略

私は、この時代は、家康の統一より一拾二年たつてやつと世の中が平和になつたとはいえ、再び戦乱の世に逆戻りするやも知れぬ不安があるこの時期に、表向きは夫役賦課の人口調査であつても、本当のねらいは、イザというときに役立たせるためのものであつたと思う。

元和八年

豊後國
速見郡内裏元氣屋御用奉公畜守帳

六月拾日

小倉薄人畜守帳について

この改帳によって、当時の別荷村にどのような人が、どのような状態で住んでいたかを知ることが出来る。

富豪といわれる家が、その系図に、先祖は大友氏の豊後入部に随伴した下り衆で、改易後は帰農して別荷村に住むと書かれている。それが眞実であれば、当然改帳に記されている筈である。この様に、各家に伝わる系図の真偽を確かめるに、たいへん役立つのである。

改帳の記載事項を忽庄屋堀助丞家を例に記して見る。

忽庄屋

助丞

歳四拾四

下人新三郎 歲五十

女房

歳四拾一

下人孫市 歲三十

馬 武定

男子三太郎 歲廿二
男子彦作 歲十七
男子平吉 歲十五

下人弥市 歲廿八
下人三五郎 歲五

下人久吉 歲式十
下人菊松 歲十三

下人弥十郎 歲十九
下女千代寿 歲四十

下女あか 歲廿七
下女お亀 歲十八
名子与二郎 歲五十二
名子孫三郎 歲四十八
名子新三郎 歲三十九
牛 五疋 歲式十一

助丞とは堀助丞吉正のことと、寛文元年（一六六一）八五歳で没している。堀助丞家最後の当主助七は、明治

一〇年の西南の役に中津隊に参加する謀議を矢田宏等と行なったと伝えられ、その屋敷は、改帳以来変わることなく中央町流川にあったという。（元薬師湯の跡より村橋病院一帯）

助丞家の堀氏と米屋旅館の堀氏とを同一視する傾向があるが、姻戚関係は存在するも全くの別家である。助丞家は渡辺氏の出で、米屋は堀氏の出である。また、屋号を綿屋と云うと、大分合同新聞夕刊「ひと口別府市」に掲載されていた綿屋とは、浜脇綿屋旅館の堀氏のことではないかと思われる。助丞家と綿屋とはなんら関係はないにかの間違いと思う。

渡辺澄夫氏著「大分の歴史」の助丞家に関する文章を引用すると、

「助丞家の家族は、親子五人であるが、その外に下人七人、下女五人、名子夫婦六人がおり、これらを総計して二三人と云う大家族であった。どうしてこのような大家族となつたかと云うと、助丞は大地主であったから、そ

の田地の手作り経営の労働力が必要であった。」

どれほどの大地主かと試算してみる。

横灘四ヶ村と立石村の一五歳以上の労働人口は一〇四八人それに牛が二五六疋、合計労働力は一三〇四となる。馬は力がつよく脚が早いので、当時の農機具はそれに耐えられなかつたので、農作業には不向きであつたと思えるので計算から除外する。

図表（二）によると、助丞家は五町一反の田畠を耕作し、六一石六斗の生産を行なつてゐることになる。

図表（二）によると、別府村は九五四石八斗の生産力を持ちながら、六四九石二斗しか生産されていない。差の三〇五石六斗の力は、他の村に耕地を持っていたか、または、農業以外の仕事についていたとも考えられる。

この事を証明するように、牛を持たない百姓が一〇軒ある。当時、肥料は自給自足しなければならなかつたので、家畜を持たない百姓は農業以外の仕事についていたか、或いは兼業で、他の仕事を持つていたものと思われる。この時代は、武士以外は全て百姓で、商工業の分類はなかつた。たとえば、百姓神主・百姓かこ・百姓鍛冶

と記されている。

浜脇村、小野小平村、立石村は、生産力以上の生産石高を上げている。この事は他村の人によつて耕作されていたものと思われる。

図表(三)によると、別荷村は浅見が含まれての面積であるが、大変に少ない。それは慶長の大水害のあとで未だ復興されていないことを表す。石垣村は南石垣、中石垣、北石垣が含まれての事であれば、現在想像できないほど小面積である。それは石垣は当時荒地で農業不適地であったか、または、別荷と同じく慶長の大水害の罹災地であつたのかも知れない。それに比べて浜脇村が広いのは、当時、浜脇村(田の口が含まれていた)が大水害の被害を別荷、石垣ほど受けていないことを表している。また、浜脇は開けていたとも云える。

浅見が別荷村に含まれていたことは改帳を調べるとわかる。別荷村小庄屋は甚衛門と記されている。甚衛門とは浅見甚衛門の事で、浅見家は代々当主が甚衛門を襲名している。堀家文書控えによると、堀助丞吉正の次男、浅見家の養子となり甚衛門を襲名し、甚衛門吉安となつ

図-3 各村の耕作面積

別荷村	649, 2÷1, 2=54町1反歩
石垣村	771, 6÷ " =64町3反歩
浜脇村	801, 6÷ " =66町8反歩
小野小平村	91, 5÷ " = 7町6反歩
立石村	560, " =46町6反歩

図-1 助丕家の耕作面積の計算

横濱4ヶ村と立石村の生産量	2873石8斗6升
2873石8斗6升÷1304=2石2斗	勞働力1当たりの生産量
助丕家の生産量は勞働力28X2石2斗=61石6斗	
1反当たりの平均収穫は 太閤候造の中田と下田の中間値1石2斗を採用	
61石6斗÷1石2斗=5町1反となる	

図-4 本百性(地主百性)

	別荷村	石垣村	浜脇村	小野小平	立石村
東百性	11人	11人	12人	1人	11人
小百姓	57人	25人	46人	2人	22人

図-2 生産力と生産高の関係

別荷村	434X2石2斗=954石8斗 (実際の石高649石2斗)
石垣村	339X " =745石8斗 (" 771石6斗)
浜脇村	318X " =699石6斗 (" 801石5斗)
小野小平村	37X " =81石4斗 (" 91石5斗)
立石村	176X " =387石5斗 (" 560石)

て庄屋を嗣ぐとある。助永吉正の次男とは、改帳による

と彦作で当時十七歳であったことがわかる。長男三太郎

は細川藩肥後転封に随伴して武士となり三百石を賜り、

庄兵衛吉種を名乗ったが、寛永十七年（一六四〇）四拾二歳で没すとある。

別府村に頭百姓神主の記載がある。他の村に神主の記

録がない。神主とは、朝見神社の神家以外には考えられない。以上のことから、浅見は別府村の一部であったことがわかる。

改帳には、惣庄屋、小庄屋、頭百姓、小百姓、一向寺、かこ、下人、下女、名子、はちひらき、牢人、筋病息引等の聞きなれぬ語が記されている。

惣庄屋とは、小倉藩の手水制度の身分階級で、幾つかの村（石高千石基準）を代官に代わって治める大庄屋のことである。惣庄屋助丞は横灘四ヶ村（二三三三石）の大庄屋で、速見郡由布院・横灘・木付総高一四四二五石、総家数三三八軒、総人数六四四〇人、牛馬総合一六四〇疋の筆頭庄屋を勤めていたことが改帳でわかる。

小庄屋は通常の庄屋のことと、別府村は甚衛門、石垣

村は孫兵衛、浜脇村は善左衛門尉、伝左衛門尉の二名、小野小平村は喜左衛門尉、立石村は甚左衛門尉が記されている。

頭百姓、小百姓は、本百姓または地主百姓という。即ち家屋敷、田畠を持ち年貢賦役を負担し、村の一人前の構成員としての権利義務を持つた百姓である。

一向寺は、真宗寺のことで別府村は西法寺、浜脇村は長覚寺、他は記載がない。由布院の項では禅寺が記されているので、宗派に関係ないものと思つ。（別府は真光寺、石垣は宝泉寺、浜脇は宝満寺、崇福寺、長松寺は当時無住寺であったのでは）

「かこ」は水主、水夫とも書く。即ち海で仕事をする人のこと。当時は今ほど魚を食していなかった。また、獲るにはとっても保存方法がなかつたので、漁業は盛んではなく、職業としては成り立たなかつたと思う。この時のかこは、海上交通に従事していた船持ち船頭のことである。古代より別府・浜脇村には、安曇族が住んでいてその子孫は和奸として、遠くは東南アジアまで船を進めている程航海術に優れていたと言う説がある。石垣、浅

見は宇佐八幡宮、京都石清水八幡宮、奈良東大寺等の燈

明油の原料となる胡麻の栽培が盛んで、収穫された胡麻は彼等によって別荷湊、浜脇湊から船出されていた。また、大友水軍として朝鮮出兵に大友軍六〇〇名を輸送している。

「かこ」として記されている者は、別荷村は孫左衛門尉、与兵衛の二名、石垣村は彦三郎、浜脇村は善兵衛、惣左衛門尉二名計五名の船頭が記されており、彼等が、海運業の先駆者である。

下人、下女とは借金のかたに年季奉公を強制された労働提供者のことと、農作業とか雑用に従事させられた。共に結婚は許されなかつたが、別荷村小百姓甚三郎の家では、下人甚五郎歳廿六・女房歳廿三と記されている。

名子は他国者が生國を捨てて、本百姓に助けを求めて住居と農地、農具を借りて生活している小作人。

はちひらきは、托鉢した歩く坊主で、浜脇村小百姓孫七家の了雲、小百姓与三郎家の宗三の二人が記されている。牢人は浮浪者、筋病息引きは病氣で床に伏している。

者のことである。

横灘・立石村には記されていないが、速見郡由布院・横灘・木付総計の項には、牢人三人、目くら五人が記されている。横灘（温泉地）に牢人が記されていないのは、水害で住みにくかつたのか、或いは取締が厳しかつたのであろう。筋病息引も記入がないが、これは、改帳が人口調査が目的であったので分類されていないものと思われる。

馬は、別荷村一七疋、石垣村七疋、浜脇村四疋、小野小平村二疋、立石村六疋が記されている。飼育頭数は農業生産高に関係ないようである。即ち、人や物の輸送運搬に使っていたと思われる。別荷村に馬が多いのは、駅所であった別荷湊に陸揚げされた人や物は、馬によつて各地に送られ、近郊各地の人や物は、別荷の馬によつて集められ、船で大阪方面をはじめ各地に移送された、つまり別荷村が、陸上海上交通の要衝であつたからであると思う。

改帳には、各村ごとの家数が記されている。住居を持つことが許された地主百姓は（本百姓）、つぎのよう

ある。

別荷村	地主百姓	七四	家数	一〇九
石垣村	地主百姓	三八	家数	一〇〇
浜脇村	地主百姓	六五	家数	一一〇
小野小平村	地主百姓	四	家数	一〇
立石村	地主百姓	三四	家数	五七

地主百姓は、使用人の名子、下男下女の住居、収穫物を蓄える蔵、家畜を飼育する畜舎も備えなければならなかつたので、家数が地主百姓の数より多いのはわかるが、石垣村は他村に比べて特に多い。それは名子の数によることがわかつた。横灘四か村の名子は一一四人、その半数の五人が石垣村にいる。それは、石垣村の地主百姓は大農経営で、横灘四ヶ村と立石村の地主百姓一人当たりの平均耕地面積は、一町一反歩に対し石垣村は一町七反歩になるからである。また、慶長の大水害の跡地の復興か、未開墾地の開墾が行われていたとも考えられる。

改帳では、石垣は石垣村の一村であるのに、それより四五年前の建久八年（一一九七）の魚座七人衆史料では、すでに北石垣村が存在していたことになつてゐる。

また、文禄二年（一五九三）の太閤検地高とされる史料では、石垣は南。北それぞれの石高が記されている。石垣が改帳ができた（一六一三）以前に分村していなならば、改帳には、分村した後の村名が当然記されているはずである。それが石垣村とだけ記されていることは、未だ分村していないことになる。なぜならば、改帳は細川藩に報告した公文書であるからである。

太閤検地高とされている史料について、久多羅木儀一郎氏の著書によると、「史料の首尾両端消失し年代、本質ともに不明なれど村名の記し方で、或いは、その時代の物ではないか」と記している。村名の記し方とは竈門、別荷、浜脇、立石の各村には村の字が付けられていないのに、石垣のみに石垣南村・石垣北村と記されている。この村とは、別荷村とか浜脇村のような村ではないく、石垣村大字南石垣、大字北石垣の大字に当たる性質のものと考えられる。

改帳の石高は、太閤検地高に比べて各村とも大変に低い。それは、慶長の大水害によるものかもしれない。太閤検地高は、元禄一四年（一七〇一）の藩地公領明細目

録に記された石垣に大変よく似ている。或いは、その前後のものではないかとも思われる。

文禄二年、石垣の石高二三二六石あつたとすれば、僅か二十九年たつた改帳の時代に、石高が七七一石になつたと云うことは、天変地異によるものとしか考えられない。それは、慶長三年（一五九八）七月二九日、鶴見岳の崩壊によつて発生した土石流が石垣を直撃して、アツと云う間に泥流が村を埋め、今まで豊かな村は瞬時にして荒地と化したのである。

この発想で、久光島の位置が想定できる。土石流は別荘村を流失させて、沖合の久光島をも埋めたと云われてゐる。流失した別荘村、土石流に埋まつた久光島、泥流に埋まつた石垣村この三地区を合わせ考へると必然的に土石流の本流は、現在の境川を急流しその冲合の久光島となるので、現在の京町、若草町の一帯に久光島存在していたのではないだろうか。

貝原益軒の「豊國記行」では、「久光は別府（流失した別荘村）の北に近き所」に、また、郷土史家福田紫城氏は、「餅ヶ浜の沖に」それぞれあつたと記している。

横灘四ヶ村、立石村とともに改帳の最後は、つぎの文句で締め括つてゐる。

「右人数 牛馬不残書上申候 於以來隠置申候と被聞召付候者 何様一も私曲事可被仰付候 其時一言御理申上間敷候 仍為後日如件」

惣庄や

別府助丞

元和八年六月

井上六右衛門 殿

この貴重な史料を今日まで保存してきた松井家、細川家に対しても、深く感謝しなければならない。もし、この史料が失われていたならば、江戸時代初期に、堀助丞が身命を賭して代官、即ち、細川藩に調査報告した我が郷土の真の姿は永遠に消え去つていたのである。

参考史料 日本近世史料「小倉藩人畜改帳」

大分県の歴史、杵築史談、豊後國志、別府の歴史
別府温泉名勝史談、別府近世旧家略譜